

大田原市新庁舎カフェ運営事業者選定
プロポーザル実施要領

平成30年11月

大田原市

目 次

- 1 目的
- 2 事業概要
- 3 選定スケジュール
- 4 実施手順
- 5 参加資格
- 6 失格要件
- 7 その他
- 8 事務局

- 別添資料 1 大田原市新庁舎カフェ運営事業者プロポーザルに係る様式一覧
- 別添資料 2 新庁舎平面図1階
- 別添資料 3 カフェ・厨房レイアウト図、機器リスト

1 目的

大田原市役所の新庁舎には、来庁者の利便性の向上と併せて職員の福利厚生のため、庁舎1階にカフェを整備することとしている。この要領は、大田原市プロポーザル実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、障害者の就業機会の確保に重点を置きカフェを運営するため、「大田原市新庁舎カフェ運営事業者選定プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）を策定し、選定することを目的とする。

2 事業概要

事業の概要については次のとおりとし、詳細については、別紙「大田原市新庁舎カフェ運営に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(1) 事業内容

カフェ（飲食業）

(2) 施設概要

①所在地 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

②階 層 地上9階

(3) 使用許可物件の概要

①場 所 1階の一部（別添資料2「新庁舎平面図1階」、別添資料3「カフェ・厨房レイアウト図、機器リスト」のとおり）

②面 積 厨房部分：約10.98㎡ 売場部分：約14.45㎡
カフェ用更衣室部分：6.31㎡

③使用料 建物及び機器使用料は無償とする。ただし、光熱水費を除く。

④参 考 新庁舎に入庁する職員予定数 520人

新庁舎の1日あたりの来庁者予定数 1,074人

※来庁者予定数については、「市・区・町役場の窓口事務施設の調査（関辰夫 著）」による割合を参考に算出

3 選定スケジュール

選定までのスケジュールは次のとおりとする。

(1)	公募開始	平成30年11月13日(火)
(2)	質問の受付	平成30年11月13日(火)から 平成30年11月20日(火)まで
(3)	質問の回答	平成30年11月22日(木)
(4)	参加意向申出書の提出	平成30年11月26日(月)まで
(5)	審査会(参加資格確認)	平成30年11月29日(木)
(6)	参加資格確認結果の通知	平成30年11月30日(金)
(7)	提案書等の提出期限	平成30年12月3日(月)から 平成30年12月10日(月)まで
(8)	プレゼンテーション、ヒアリング	平成30年12月21日(金)
(9)	審査会(評価、採点)	プレゼンテーション日と同日
(10)	審査結果の通知、公表	平成30年12月25日(火)
(11)	公有財産使用許可申請書の提出	平成31年2月20日(水)

4 実施手順

(1)公募開始

市のホームページで実施要領等を公表する。

(2)質問の受付

本プロポーザルに質問がある場合は、担当部署に対し質問書(その他様式)を提出する。ただし、質問書を提出できるのは、5参加資格(1)に該当するものに限る。

(ア) 提出期限 平成30年11月20日(火)午後5時必着

(イ) 質問書を電子メールにより提出する。メールの表題は「新庁舎カフェ質問」とし、メールを送信した際は、担当課へ電話で受信確認をする。

(3)質問の回答

提出のあった質問事項の全てを取りまとめ、平成30年11月22日（木）の午後5時までに市ホームページで公表する。

(4)参加意向申出書の提出

プロポーザルに参加を希望する者から、次に定める書類を提出する。

【提出書類(各正本1部)提出期限 平成30年11月26日（月）午後5時必着】

- ①大田原市プロポーザル参加意向申出書（要綱様式第1号）
- ②カフェ（飲食業等）業務実績書（参加意向申出書の提出日の属する事業年度を除く直近過去2年分の収支を含む実績書とする。様式任意）
- ③国税及び法人住民税を滞納していないことを証する書類（参加意向申出書の提出日の属する事業年度を除く直近過去2年間分とする。国税は、『「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明（納税証明書その3の3）』、法人住民税は、『「法人市民税」及び「法人県民税」の納税証明書』）

(5)審査会（参加資格確認）

参加意向申出書を提出した者について、大田原市プロポーザル審査会（（以下）「審査会」という。）において、参加資格を満たすか否かを確認する。参加意向申出書の提出者が4者を超える場合は、客観的評価（実績、従事者数等）により、点数の上位4者までの者を選定し、(6)の通知を行うものとする。なお、選定結果は、参加意向申出書を提出した者全てに対して書面をもって通知する。

(6)参加資格の確認結果の通知

(5)の結果について、大田原市プロポーザル参加資格確認結果通知書（要綱様式第2号）により通知するとともに、併せて大田原市プロポーザル関係書類提出依頼書（要綱様式第3号）により、提案書等の提出を依頼する。

(7)提案書等の提出

次に定めるとおり、提案書等を提出する。

【提出書類 提出期限 平成30年12月10日（月）午後5時必着】

①大田原市プロポーザル提案書（要綱様式第4号）

- ・ 正本1部提出すること。

②企画提案書（以下の項目について留意し作成すること）

- ・ A4版及びA3版による任意様式（縦・横問わない）とする。A3版の書類がある場合は、A4版に折り込むこと。
- ・ 企画書の下部余白にページ数を付番すること。
- ・ ページ数は制限しないが、プレゼンテーションの時間内に説明可能な数とすること。
- ・ 写真、イラスト、図解等により、わかりやすく簡潔に記載すること。
- ・ 文字サイズは12ポイント以上とする。
- ・ 企画提案書は、A4フラットファイルにとじ込み、ファイルの表紙及び背表紙に「大田原市新庁舎カフェ運営事業者選定プロポーザル」、「法人名」のラベルを貼ること。
- ・ 正本1部、副本7部提出すること。

(8)プレゼンテーション及びヒアリング

次に定めるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

提案者は、次に従って説明を行う。

- ①1提案者当たりの説明時間は、30分以内とする。
- ②提案者は、他の応募者のプレゼンテーションの内容を知ることができない。
- ③プレゼンテーション後に審査会委員によるヒアリングを実施する。（10分程度）
- ④プレゼンテーションは、提案書の受付順とする。
- ⑤審査対象者が1者となった場合でも、プレゼンテーションは実施する。
- ⑥プレゼンテーションは、提出した企画提案書に加えて、当該提案書の内容に準拠した電子データによって行うことができるものとし、使用するプロジェクター、パソコン等の機器類は、市が準備する。
- ⑦電子データをプレゼンテーションに用いる場合は、動作確認を行うため、事前に担当課へメール又は電子媒体により電子データを提出する。

(9)審査会（評価、採点）

提出された書類とプレゼンテーションについて、次の項目により評価・採点し、委員の合計点数の平均が最高得点を得た者をカフェ運営事業者候補として選定する。ただし、最上位の点数の者が複数ある場合は、評価基準の「メニュー（販売品）」、「サービス等」、「アピールポイント」の項目の合計の点数が最も高い者を選定するものとし、前記の最上位の点数の者が複数ある場合は、クジにより決定する。

評価項目	評価の視点	配点
実績	・カフェ（飲食業等）の実績について評価する。	10
運営方針	・コンセプトが明確であるか評価する。 ・収支計画が健全であるか評価する。	10
運営体制	・従業員の配置計画及び勤務体制が適切であるか評価する。 ・食品衛生及び品質の確保が整っているか評価する。 ・廃棄物の処理方法について評価する。 ・事故防止の対策が整っているか評価する。	20
メニュー（販売品）	・提供するメニュー（販売品）の種類について評価する。 ・提供するメニュー（販売品）の価格について評価する。 ・地産地消（市内生産物の利用）について評価する。	30
サービス等	・利用者へのサービス体制について評価する。 ・集客の工夫について評価する。	20
アピールポイント	・特色ある取り組みについて評価する。 ・運営への熱意について評価する。	20
合 計		110

(10)審査結果の通知・公表

審査結果について、提案者全員に大田原市プロポーザル審査結果通知書（要綱様

式第7号)により通知し、併せて、特定した契約候補者及び次点候補者の名称及び点数を市ホームページで公表する。

(11)公有財産使用許可申請書の提出

大田原市財務規則（昭和40年規則第11号）第128条第2項の規定に基づき、「公有財産使用許可申請書（様式第80号）」を提出する。

5 参加資格

公告日において次の資格を全て有するものとする。

- (1)大田原市内で障害福祉サービスの事業を運営する事業所があり、既にカフェ（飲食業等）を営んでいる者であること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (4)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (5)破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (6)国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び法人住民税（法人市免税、法人県民税）の滞納がないこと。
- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者が役員就任や経営関与等を行っていないこと。
- (8)保健所等の営業許可等が受けられる見込みがあること。

6 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- (1)事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をし

た場合

- (2)審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3)実施要領の規定に違反すると市が認める場合
- (4)指定する様式によらない場合
- (5)提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (6)様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- (7)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (8)記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (9)許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
- (10)虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたもの同一若しくは類似の提案若しくは盗用した疑いがあると認められる場合（事業者選定後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。）

7 その他

- (1)プロポーザル参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2)提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めない。また、提出書類に記載された配置予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由によって変更を行う場合は、同等以上の担当者であるとの市の承諾を得なければならない。
- (3)提案書の著作権は、それぞれの作成者に帰属するものとする。
- (4)提出書類は、返却しない。提案書等に記載された内容及び個人情報、当該プロポーザルのみに使用し、大田原市情報公開条例（平成13年条例第2号）及び大田原市個人情報保護条例（平成14年条例第24号）に基づき、適正に管理するものとする。

8 事務局

大田原市役所 保健福祉部 福祉課 障害支援係

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

電話 0287-23-8954（内線496）FAX 0287-23-7632

電子メールアドレス fukushi@city.ohtawara.tochigi.jp